

健康を大切に。環境を大切に。

中部公衆だより



Photo: 長姫の江戸彼岸桜(安富桜)



一般財団法人
中部公衆医学研究所

不易流行



中部公衆医学研究所 診療所
診療所長 古川 善行

御縁により皆さんの仲間となりました古川善行です。親父がどこかの説法で聞いた「諸悪莫作」、「衆善奉行」から善行と名付けたそうです。このため当研究所のCSR理念は素直に受けとめています。

お聞きしますと当研究所は60有余年の歴史を有しているそうです。その間CSR理念を掲げて各種行政施策の為に絶え間なくデータを提供してくださっています。いづれも関係法令に基づいているとは申せ、人々に直結している新鮮なデータですので公的機関としては得がたい資料です。こうした公益性を堅持継続し来た不変性、すなわち「不易」の姿勢あってこそ現在の厚い信頼と高い機能評価が得られている由縁でしょう。

一方、昨今の科学の蓄積と拡大、技術革新は従来主として来た「量」から「質」への検査測定へと向かいつつあります。各種学会では当研究所の将来を見据えた参考になるであろう展示紹介が多く見られます。今回の新型コロナウイルス感染確認のためのPCR検査技術と機器の迅速な開発・普及は従来の慎重すぎる姿勢を変えつつあります。変化すなわち「流行」といえます。恒常という伝統を守りつつ新しい一步を踏み出す姿勢こそ「ヘルシー日本21」遂行に資するばかりでなく当所の更なる発展に寄与するはずです。

その為にも皆さんと共に現状に甘んずることなく絶えず学び自己変革しつつ、人生100年時代にふさわしい研究所になるようお手伝いしたいと願っています。

特殊健康診断項目が改正されます。

～令和2年7月1日施行予定～

中部公衆医学研究所 産業保健センター長 牧野茂徳



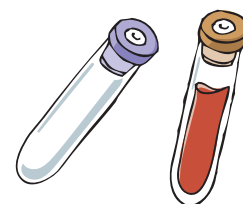
I. 今回の改正にあたり次のような背景があります

1. 特定化学物質障害予防規則等が制定されてから40年以上が経過しました。その間に医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害についての事情が変わってきました。
2. 発症する健康障害が同じ特定化学物質の間で、制度改正時期の違いから健診項目が異なっているものや、最近の臨床の現場であまり使われていない検査が含まれているものがあります。特殊健診項目を全体的に見直す必要があります。

II. 次の項目が改正されます

1. 尿路系に腫瘍のできる特化物の特殊健診項目の見直し(11物質、特化則の改正)
ベンチジン及びその塩、ベーターナフチルアミンおよびその塩、4-アミノジフェニルおよびその塩、4-ニトロジフェニルおよびその塩、ジクロロベンジンおよびその塩、アルファナフチルアミンおよびその塩、オルトトリジンおよびその塩、ジアニジンおよびその塩、オーラミン、パラジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ
2. 特別有機溶剤の特殊健診項目の見直し(9物質、特化則の改正)
トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、スチレン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン
3. 重金属の特殊健診項目の見直し(3物質、鉛則、四鉛則、特化則の改正)
鉛、四アルキル鉛、カドミウム
4. その他の特殊健診項目の見直し
 - (1) 肝機能検査の見直し(11物質、特化則の改正)
＜尿中ウロビリノーゲン検査をやめます。塩素化ビフェニルなど5物質について、2次検査で医師が必要と認めた場合に肝機能検査が実施されます。＞
オーラミン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、弗化水素、硫酸ジメチル、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロロベンゼン、ベンタクロロフェノールまたはそのナトリウム塩
 - (2) 赤血球系の血液検査の例示の見直し(6物質、特化測の改正)
＜全血比重検査が削除されます。＞
ニトログリコール、ベンゼン等、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロロベンゼン、弗化水素
 - (3) 腎機能検査の見直し(44物質、有規則の改正)
＜有機溶剤について、尿中の蛋白の有無の検査をやめます。＞
 - (4) 「作業条件の簡易な調査」の追加(有機則、鉛則、四鉛則、特化則の改正)
＜健康診断の必須項目に作業条件の簡易な調査が追加されます。＞

参考資料:厚生労働省、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案概要



新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は弊所の健康診断等をご利用頂き、誠にありがとうございます。

今般、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しており、弊社でも以下の対応を取ることにさせて頂いておりますので、周知と徹底をお願い致します。

尚、5月18日時点での弊所の対応方法を掲載しておりますので、今後の緊急事態宣言の動向により変更の可能性があります。変更は弊社ホームページ (<https://www.chubukosyu.or.jp>) にて随時公開致しますのでご確認くださいませ。

受診者様へのお願い

以下に該当される方の受診は**お断り致します。**

- のどの痛み、咳などの風邪症状や臭覚(匂い)、味覚(味)の低下がある方
- 受診1週間前から当日までに37.5℃以上の熱があった方
 - ※健診センターへご来所されての受診の際には、全ての方に検温をさせていただきます。
- 新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者に認定された事がある方
- 健診日前14日以内に、
海外への渡航歴がある
特定警戒都道府県との往来がある方
特定警戒都道府県との往来がある(帰省含む)方と接触された方
- マスク着用のない方



健診会場の設営について

- ・1時間毎の換気が可能な会場としてください。
- ・時間当たりの受診者数を制限する(例:20名/時間)等、できるだけ密集化が起らないようご計画ください。

暫く検査を実施できない項目

- ・肺機能検査
検査終了後に検査機器の洗浄等を行い、感染予防に万全を期しておりますが、完全な安全の確保の為に暫くは検査を承らないことと致しました。詳細はスタッフまでお問い合わせください。

中部公衆医学研究所としての対応

- ・入社時に全てのスタッフが体温計測を始めとした体調確認を行い、異常が認められないスタッフのみで対応させていただきます。
- ・健診業務従事中のマスク着用と、手指の消毒を義務化しております。
- ・検査機器及び検診車を含めた器材の消毒を随時実施します。
- ・極力必要な出張のみを許可し、私生活においてもできるだけ密閉空間にある集団の中にいることを避けるよう指示しております。



感染の早期終息を切に願っておりますので、以上へのご協力を何卒お願い申し上げます。

尚、今後のウイルス拡散の状況によって、やむを得ず健診時期の延期をお考えになることもあるかと思いますが、健診繁忙期(概ね4月~11月)での実施は極めて困難となっております。事情ご賢察のうえ、日程調整にご理解賜りますようお願い申し上げます。

編集 後記

いつもとは違う形で新年度がスタートしてしまいました。

コロナウィルスの影響で不安とストレスの毎日ですが、いのちを守る為ひとりひとりの行動が大切です。

現実を受け入れ次のステップになるよう、今できる事を前向きに取り組んでいきましょう。

以前のような安心して過ごせる日が、一日も早く訪れますように…

(機関紙発行委員会)

中部公衆だより
第23号

発行

一般財団法人 中部公衆医学研究所 〒395-0051 長野県飯田市高羽町6丁目2-2
電話(0265)24-1777(代表) FAX(0265)24-2330 <http://www.chubukosyu.or.jp>
健康づくり部 企画情報課:(0265)24-1505 健康相談課:(0265)24-1507 環境衛生部:(0265)24-1509